

# 牧之原市介護保険サービス事業所に係る事故報告ガイドライン

牧之原市長寿介護課介護保険係

令和5年6月1日

事故の発生に伴う行政への報告は、事業者が講ずる適切な措置とされています。  
介護サービスの質の向上という観点も踏まえ、事業所で事故が発生したら下記の通り  
御対応いただきますようお願いいたします。

## 1 報告の対象となる事故

- (1) 死亡に至った事故
- (2) 医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故

## 2 報告方法

- (1) 可能な限り、国の様式により報告書を作成してください。  
➡ 市のホームページに掲載されています。各事業所の任意の様式でもかまいません。
- (2) 電子メール、郵送、窓口持参のいずれかにより御提出願います。
- (3) 市の規定により、作成した報告書は5年間保管してください。

### 【報告書作成にあたってのご留意点】

原因の分析や再発の防止策等を明らかにされないまま最終報告を提出される事案が時々見受けられます。事業所内で「同様の事故を起こさないために」という観点でご協議の上、ご報告いただきますようお願いいたします。

## 3 報告先

- (1) 事業所の所在市町村
- (2) 利用（入所）者の保険者市町村

## 4 報告期限

- (1) 第一報は遅くとも5日以内（死亡事故の場合は即日）  
➡ 第一報をお電話にていただいてもかまいません。  
➡ 予め一報がなく報告が遅れた場合、遅延理由書も併せて提出してください。
- (2) 最終報告は発生後2週間以内（目安）  
➡ 第1報を最終報告としていただいても構いません。  
➡ 最終報告の時期は、個別に応じますので予めお声かけください。  
➡ 詳細の確認のため、後日お電話等させていただく場合があります。

【お問合せ先】 牧之原市長寿介護課介護保険係

・電話：0548-23-0076

・メール：koreisha@city.makinohara.lg.jp